

16 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設

申請内容が次に掲げる全ての事項に該当すること。

- 1 介護老人保健施設の設置、運営、規模については、船橋市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年船橋市条例第59号）に適合したものであること。
- 2 同条例第34条第1項に規定する協力病院が、近隣に所在すること。
- 3 当該施設が市の介護保険事業計画及び都市計画の観点から、支障がないことを市関係部局（高齢者福祉部・都市計画部）から同意を得られたものであること。
- 4 開発行為の許可の事前審査申請時には、福祉担当部局からの「施設整備事業者公募に係る選定結果通知」の写しを提出すること。
- 5 申請に係る土地は、農地法に基づく農地転用が見込まれない農用地及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項に基づく農業振興地域内の農用地を含む土地でないこと。

留意事項

一 「協力病院が近隣に所在」

協力病院とは原則として総合病院等、病状急変等の事態に適切に対応できるものであり、提携協力の契約を交わしていること。

近隣に所在とは、その位置が物理的（時間、距離）要件を満足すること。

二 接続道路は、原則として6.5メートル以上の幅員の道路と接すること。

三 ア 介護老人保健施設に併設される介護保険法第8条第1項に規定する「居宅サービス」、同条第24項に規定する「居宅介護支援」及びその他同種の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）については当該介護老人保健施設の一部とみなして取扱うものとする。なお、同種の事業については福祉担当部局に確認をすること。

イ 事業所の併設に際しては、以下の事項を遵守すること。

- ① 併設する事業所は当該介護老人保健施設と同一棟とすること。
- ② 事業所の運営は当該介護老人保健施設と同一の事業者の運営とすること。
- ③ 事業所に要する面積は当該介護老人保健施設の規模に対して必要最小限の規模とすること。

ウ この留意事項四の規定は、既に適法に建築された介護老人保健施設に対しても適用するものとする。

四 既存の当該施設の増改築等において、既存の当該施設の敷地内で行う「建築行為」で建替え後の建築物の延べ面積が既存の建築物の延べ面積の1.5倍以下であるものについては、許可を要しない。

（平成19年11月30日・旧17繰上・一部改正）

（平成28年4月1日・一部改正）

（令和2年4月1日・一部改正）

（令和5年4月21日・一部改正）

附 則

(施行期日)

1 この基準16は、令和5年4月21日から施行する。